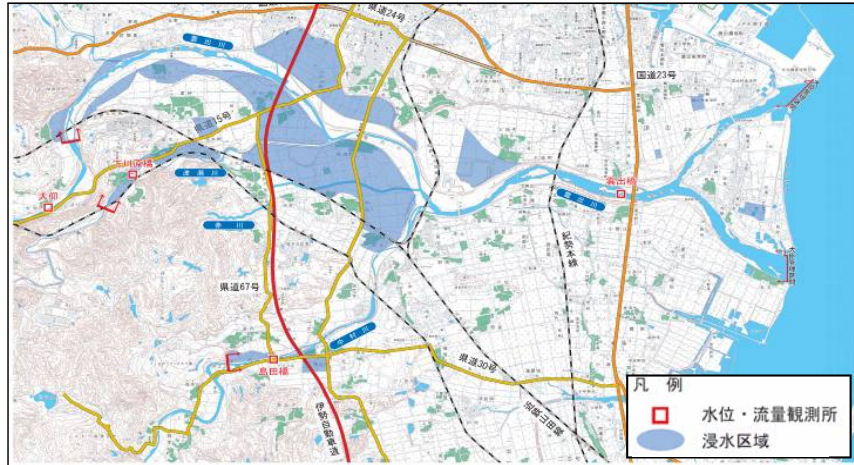


# 雲出川流域治水対策検討会について

## 治水対策検討会 設立背景

- ▶ 雲出川流域では、平成2年、5年、16年、21年など台風や集中豪雨による浸水被害が頻発している。
- ▶ 浸水発生区域は流域内に点在し、外水・内水氾濫などの複合的な要因に起因している他、異なる管理主体で連携した対策が求められる箇所も見受けられる。



平成16年9月洪水（台風21号）における浸水状況（国管理区間）

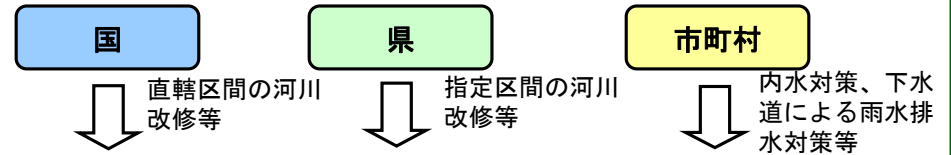
## 治水対策検討会 設立趣旨

- ・ 雲出川流域及び隣接する二級水系では、平成2年、5年、16年、21年など台風や集中豪雨による浸水被害が頻発している。
- ・ 一方、浸水被害の要因としては河川から洪水が溢れることによって生じる外水被害だけではなく、降雨が排水できないことによる内水被害等多岐にわたっており、これらを解消するためには、国所管の河川と県所管の河川、県所管の河川と市所管の下水道など複数の所管にまたがる対策が必要なものも多い。
- ・ さらに、治水投資が限られる中で早期の効果発現を行うためには、従来の河川改修や下水道整備だけではなく、流域での貯留やソフト対策など様々な施策も併せて関係者が連携して取り組むことが効果的である。
- ・ また、平成22年度から、地域の課題に対する総合的な交付金制度（社会资本整備総合交付金）が創設された。
- ・ このため、「雲出川流域治水対策検討会（仮称）」を設立し、国・県・市が互いに連携して減災に向けた効率的かつ効果的な治水対策をとりまとめるとともにフォローアップを実施するものである。

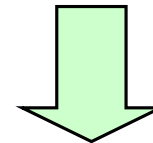
## 治水対策検討会 設立概念

### 従来の治水対策

各管理主体が個別に対応



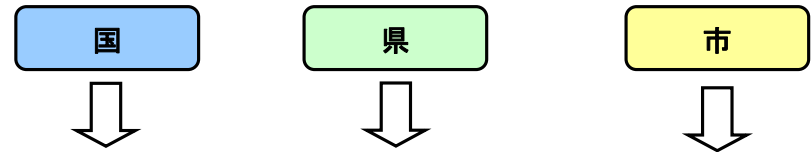
浸水被害が外水、内水等多岐にわたるため、被害を解消するためには、複数の所管にまたがる対策が必要



- ▶ 治水投資が限られる中で早期の効果発現が必要
- ▶ 地域の課題に対する総合的な交付金制度が創設

### 本検討会で目指す治水対策

各管理主体が互いに連携し対応



雲出川流域治水対策検討会

三者連携により効果的なハード・ソフト対策を検討

互いに連携することにより、減災に向けた効率的かつ効果的な治水対策の早期着手を目指す